

特別講演

林業再生における国有林に期待すること

北海道森林組合連合会
代表理事副会長 のろた たかふみ 野呂田 隆史

(はじめに)

ただいまご紹介いただきました野呂田でございます。昨年 6 月から北海道森林組合連合会にお世話になりまして、勤務しているところでございます。35 年間の道職員生活、その中で研究職員として林産試験場で 5 年間在席しました。そして住友林業に出向して営業を経験しております。民間企業での与信管理、それから林産試験場の研究員としての体験、今後、北海道森林組合連合会でも、その体験を活かして林業の再生に取り組んでいきたいと考えております。

今日は林務行政に携わってきた道職員時代とともに、北海道森林組合連合会でお世話になって、久しぶりに全道隈なく、森林組合、林産企業、そして市町村を回ってきましたので、それも踏まえて、表題の 7 項目に沿ってお話をしたいと思います。本日の特別発表で、先程の林業試験場の津田研究職員から径級別の供給可能量の発表がありました。それと比較して見ていただくといいのかな、と思っていますので、先程のスライド資料を見ていただきたいと思います。国有林関係者の方々にとっては、気に障る話もあるかと思いますが、国有林への期待ということで、お許し願いたいと思います。

1. 北海道における林業再生の取組み

最初に北海道における林業再生の取組みですけれども、国有林の面積が 55%を占める北海道において、大きな転換年は平成 11 年（1999 年）と見ておりまして、この年に民有林材が国有林材よりも多くなった年でございます。平成 12 年（2000 年）には森林王国と言われました北海道におきまして、道産材の供給率が 34%まで低下し、森林王国として大変危機感を持ちまして、平成 14 年 2 月に、当時知事の堀さんと、北海道森林管理局長の小川さんとで「北海道の森林づくりに関する覚書」を締結しております。

そして全国で初めて、森林づくり条例を制定いたしまして、林業の再生に取り組んでいたところでございます。道は条例に基づく森林づくり基本計画を策定しておりますけれども、森

林管理局との覚書を踏まえまして、国有林との連携事業を含めて計画いたしまして、北海道全体の林業の再生に取り組んできたところでございます。

この計画の平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 カ年間を、林業再生の第 1 ステップとして捉えておりまして、この期間に合板メーカーの南洋材から道産カラマツ合板への転換、そして住宅メーカーの輸入木材から道産カラマツ集成材への転換と、輸入木材から道産木材への転換が進められ、一気に道産カラマツ材が注目された時期でございます。本道のカラマツ材が梱包材、パルプ材から合板用材、建築材分野と、その利用が拡大した時期で、私が林産試験場で研究者としてカラマツの利用開拓に携わったものとして、10 年前当時は将来の林業の再生に向け、一筋の光を見出した想いをしたところでございます。また、カラマツ材につきましては私が部長を降りるときに、林産試験場当時旭川の木青のメンバーとして交流のありました昭和木材の高橋社長から「道はカラマツをものにしたね」とお褒めの言葉をいただきまして、私の道職員 30 年は「カラマツ人工林との歴史であったな」と振り返っているところでございます。

平成 19 年度から平成 23 年度までを第 2 ステップと見ておりますが、道外の合板メーカーも道産カラマツに注目したことから、カラマツ材を中心に伐採が過熱気味となりまして、道外にも 30 万 m³が移出されております。このような過熱伐採は将来のカラマツ資源の保続に懸念される状況となり、十勝、オホーツク地域を中心に資源管理が強く求められた時期でございます。

平成 24 年度から平成 32 年度までを第 3 ステップと見ておりまして、カラマツに続き、今後 10 年間でトドマツ、スギ林業を再生いたしまして、人工林資源による持続的な北海道林業の時代を迎えたいと考えておるところでございます。

国は平成 21 年に国産材自給率を 50%の目標としておりますけれども、北海道の林業は、平成 12 年度の 34%から平成 19 年度以降 50%を超えており、不可能な目標ではないと考えております。

それではスライドで説明いたします。

これが林業再生の取組みと道産材供給率の推移です。丸玉産業の第 1 ラインが平成 12 年でカラマツの生産です。第 2 ラインは平成 18 年でトドマツ中心のラインです。現在は 30 万 m³程度の原木消費量となっております。全国初の森林づくり条例の制定が平成 14 年 3 月、13 年度です。それから住友林業の家が、ホワイトウッドから道産カラマツ材に転換したのが平成 15 年です。道産材供給率も平成 12 年度の 34%を底に V 字回復で、平成 23 年度に

は 20 ポイント上昇いたしまして 55%まで回復しております。

これが北海道における人工林と天然林の伐採量の推移です。平成 9 年度に人工林と天然林が逆転しております。これが北海道林業のもう一つの転換年じゃないかと考えております。平成 12 年度以降人工林の伐採量が倍増しています。平成 12 年度まで 200 万 m³だったのが、400 万 m³になっております。平成 17 年度以降ほぼ横ばいの 400 万 m³の伐採量となっておりまして、カラマツ資源保続上の限界なのかなと考えているところでございます。

これが北海道における国有林、道有林、一般民有林の伐採量の推移です。平成 12 年度と平成 22 年度で比較しますと、350 万 m³から 460 万 m³、約 100 万 m³増加しております。一般民有林が 150 万から 300 万で、約 150 万 m³の増加、道有林が 40 万 m³から 40 万 m³、国有林が 150 万 m³から 120 万 m³で、30 万 m³の減少となっています。年間伐採量が同程度の平成 7 年度と平成 22 年度で比較いたしますと、一般民有林が 150 万 m³増加し、国有林が 150 万 m³減少しているということが特徴でございます。

これは木材関税自由化後の林業・山村の状況です。木材の自由化は昭和 39 年に完全自由化され、一部製材で関税がかかっていますが、為替の変動から比べると、少ない関税率になっております。その後、北海道の林業・山村はどうなったかは増減率で分かるように、製材工場は 1,300 から 230 と激減し、林業就業者数も 4 万 5 千人から 4 千人と 10 分の 1、そして、山村地域の市町村も人口が半減以下と、山村地域が崩壊しているのが現実です。

自由化後の主要輸出国は自国の資源保護と産業育成のために、20 年たった後は丸太の輸出規制に転換しています。その結果輸入材の臨海工場も衰退していった経緯があります。

2. 「森林・林業再生」のポイント

これから 2 番目「森林・林業再生」のポイントといたしまして、最初に①生産基盤としての路網の整備についてお話させていただきます。

林業再生の第 2 ステップ、平成 19 年度までの路網整備、林道は公共林道事業による整備が中心でございまして、どちらかというと木材生産のための林道というより生活道路の整備として進められた経緯があります。平成 20 年国は当初景気対策といたしまして、基幹作業道、林道機能を有し、最も無駄のない真の林道である 3 級林道の整備のため、定額 1 万 4 千円/mを予算化しております。道といたしましても積極的に導入しているところでございます。真の意味での人工林の生産基盤として、今後 10 年以内に主伐を迎える人工林を中心に集中的に整備することで、大幅な生産コストの低減が可能と考えております。路網の整備

は生産コストの低減に直接繋がるものでございまして、その素材生産費を見ますと北海道の民有林カラマツ林業は㎡あたり 5,000 円以下を目標としており、すでにオーストリア並みと見ているところでございます。今後、北海道の林業としてどちらに向かったらいいのかと考えているところであり、先程津田研究員のお話にもありましたけれども、今後トドマツ、スギ林業につきましては長伐期施業のドイツ林業を目指すべきなのか、またカラマツ林業につきましては短伐期施業のニュージーランド林業を目指すのか、というのをこれから真剣に考えなければならないと思っています。その場合は大径材市場の将来性を考え、検証すべき時期になっているのかなと思っています。現在の板取製材では大径材不要論です。今後の人工林の整備をすすめる上で、将来、柱材、梁材の無垢材の市場性、太くなれば価値が上がるといふ市場はあるのか、それを十分検討する時期にあると考えております。

これがカラマツ資源の将来について 10 年前に描いた姿です。1980 年林産試験場にいた時に LVL とかの研究をやっていました。20 年後にやっと林業の再生に新たな需要開拓として技術移転が進んでいます。それが丸玉産業の合板用、それから集成材構造用です。将来、私は旭川家具の産地形成に向けて、若手家具職人への新素材の提供として、人工林材のカラマツ、スギに期待しているところでございます。それを今後検討したいと考えております。

②つめが日本型のフォレスター制度でございまして。国では林業の再生に向けドイツの森林官（フォレスター）制度を立ち上げておりますけれども、20 年前森林組合係長時代、ドイツ林業を視察、勉強させていただいています。ドイツは地方分権の国でございまして、国（連邦）、都道府県（州）、市町村（集落）、の仕組みとなっております、連邦の国は外交、防衛、州政府が都道府県ですが州政府がほとんどの権限を有しています。現在は分りませんが、市町村のような市町村行政はなかったと記憶しております。例えばドイツで国有林といえば、州有林でございまして州の職員です。その中で森林フォレスター候補は最初の 20 年間は国の森林管理局さんや道の森林室と同様に 2～3 年で州内を移動し、森林・林業の実践・経験を積み、それから 40 歳で森林官になりまして定年の 60 歳まで日本でいう市町村レベルの集落すべての森林の権限を有する人材と当時は言われていました。私から見ますと森林フォレスターと言え、東大富良野演習林のどろ亀先生とか、前田一歩園の新妻さんのような存在ではないかと考えているところでございます。

③が加工・流通・利用の変革でございましてけれども、林業は植林から木を育てるまでなのかというのは非常に疑問のあるところなんです。林業としては収穫までが林業と見るべきではないかと考えております。林産業界は民間の営利企業であるため、国産材がダメなら輸入材へ、

輸入材がダメならまた国産材へというのは当然だと思っております。長期的に見て今の国産材が無くなったらまた輸入材が入ってくるのか疑問です。国際的には自国資源を管理する流れとなっております。今進められております人工林資源の林業の再生には天然林資源の時のように略奪林業ではなく、資源管理型の林業としての再生が必要と考えています。特に資源の齢級構成が歪な中では伐期が来たからすべて伐採して良いのではなくて、年間伐採量の限度を設けた資源管理が必要と考えています。私といたしましては「資源管理なくして林業の再生はない」と認識しているところでございます。これについては後ほど詳しく述べたいと思います。

④といたしまして森林組合改革です。北海道の人工林は主伐期を迎えまして森林整備事業とともに、林産・販売事業が森林組合の 2 本柱となっております。その中で主伐や高齢級の伐採・搬出を基本的に民間に委ねる構造にシフトして良いのか、疑問を持っているところでございます。森林組合の本業は森林整備と資源管理に基づく木材生産であることを強調しております「資源管理なくして持続的な林業の再生はない」との認識で森林組合に今ハッパをかけているところでございます。加工施設につきましては資源背景と地域の加工体制を踏まえまして新たな加工施設の導入を考えるべきでありまして、大型製材、集成材、プレカット等、林産業界と競合する部分につきましては、民間と広域圏域の中での適正配置が必要と考えています。それからおが粉等の農業用生産施設につきましては地元の市町村、農協とも連携した地材地消の生産施設にすべきと考えているところでございます。現在議論されています TPP 問題にも関しますけれども、食糧、森林、木材などの資源エネルギー、医療、教育、金融、交通は「市場の土台」の部分でございます。その市場土台部分は市場経済に委ねるべき分野ではなく、まさに TPP 問題は農村、漁村、山村の絆、地域社会を崩壊させる懸念があることを認識すべきと考えています。我々森林・林業に携わる者、特に私ども協同組合組織である森林組合系統にとって、大いに問題意識を持っているところでございます。

3.北海道の森林・林業の現状

3 番目の北海道の森林・林業の現状で、最初に北海道の森林組合の現状について、お話をさせていただきます。北海道森林組合連合会の平成 23 年度の決算は大変好成績をあげております。今年は大変厳しい状況でございます。販売の取扱量が 83 万 m^3 で 84 億円、1 m^3 約 1 万円というのが、相場となっております。私が森林組合係長時代、平成 4 年の販売取扱量は 61 万 m^3 です。販売金額は 20 年前の平成 4 年と変わらない状況です。販売金額 86 億円で

したので、平成 4 年は 1 m³あたり約 1 万 4 千円時代です。その時は大変いい時代だったのかなと考えております。実際に取扱いもパルプ材、チップ、製材はほとんど変わりませんけれども、素材が 2.4 倍と大幅に増加しています。これはカラマツの主伐材が増加しているものと考えております。平成 23 年度の 85 の森林組合の事業総収益は 261 億円、事業利益 10 億円となっています。職員 1,000 名、作業班員 1,200 名、それから森林所有者は 13 万 4 千人ですけれども、組合員は 4 万 2 千人と 3 割程度です。森林面積も 188 万 ha ですけれども、加入面積は 102 万 ha と、辛うじて 5 割を超えている水準です。加工体制は製材が 13、チップが 14、おが粉が 9、高性能林業機械が 20 となっています。今後、森林組合系統として、大型補正予算が組まれ加工施設の導入について検討しますけれども、森林組合、さらに民間企業も含め、今後のトドマツ、スギ対策の視点で検討していきたいと考えております。

これがカラマツ資源とトドマツ資源の所管別の違いを統計上の数字です。資源背景をみるとカラマツ人工林は 9 千百万 m³で、一般民有林に 84%と一般民有林に集中しております。一方トドマツ人工林は、カラマツと同量の 1 億 4 百万 m³ありますけれども、資源量は国有林に 42%、一般民有林に 41%と分散しています。

これはカラマツ人工林とトドマツ人工林の主伐期の違いを表したものです。カラマツはⅩ 齢級以上が 42%と主伐期を迎えております。合板、製材とも需要が旺盛であり、資源の維持増進が課題となっています。トドマツにつきましては、ⅩⅡ 齢級以上がまだ 6%であり、まだ間伐期であると考えております。今後、主伐期に向けて国有林と連携した強化が必要と考えております。

これがカラマツ、スギ、トドマツ人工林の平均伐期以上の面積割合の推移です。1 割を超えると市場性を有すると言われ、資源の価値とその価格に影響いたします。カラマツの主伐期以上が 10 年前ですでに 1 割を超えて、5 年前に 2 割、現在は先ほど言いましたけれども、4 割となっております。資源管理に基づく利用拡大、需給の安定対策の時期だと考えております。スギは 5 年前に 1 割を超え、現在 2 割と主伐モデルの形成が急がれる時期だと考えております。トドマツは現在の主伐期は 1 割以下で間伐期でありますけれども、5 年後に 1 割を超え主伐期を迎えるため、今から主伐期モデルの検討が必要と考えております。

4.人工林資源の管理

人工林資源の管理の必要性について私の考えを述べたいと思っています。私有林、森林は、私有財産であります。一方では、その個人財産である私有林につきましても、国民生活に不

可欠な公共的な財産の一つと見なされております。森林を造成することは公共的な財産を形成する公的な行為と見なされ、造林事業が公共事業である根拠だと思っております。森林資源は有限であり、その育成に長い年月を必要とするため、無計画な伐採は森林の生産力を減少させるとともに、公益的な機能を低下させるなど国民生活に大きな影響を与えます。私は道庁で水産と林務を担当していましたけれども、水産は海の中で資源の把握は非常に難しい中で、資源管理がすべての政策の基本となっていました。林業に関しましては陸地であり、逃げも隠れもしない森林について、競争原理・市場原理による過剰伐採により、40、50 年かけて育ててきたカラマツ等人工林資源を消滅させてはならないとの認識でございます。森林組合系統では現在、森林経営計画の策定に積極的に取り組んでおり、これまで森林施業計画認定面積の 93 万 ha を超える 100 万 ha の経営計画策定の見込みとなっております。

人工林資源管理のあり方ですけれども、林業における資源管理は資源循環としての本格的な利用を迎えるカラマツ、スギ、トドマツ人工林資源を計画的に伐採し、植林し、将来にわたって持続的な経営が可能となるよう、資源を保続することだと考えております。森林の公益的な機能の低下を防ぎ、資源の保続のためのルールといたしまして、森林組合系統としても積極的に関与すべきと考えています。カラマツ、スギ等人工林は歪な齢級構成となっている状況を踏まえまして、伐採限度量の考え方が必要と考えています。以下、その考え方を述べたいと思います。

一般民有林におけるカラマツ人工林 31 万 ha ありますけれども、これがその齢級構成です。歪な齢級構成の場合、たとえばピークのⅨ齢級が 6 万 ha ありますけれども、それを年間 1.2 万 ha 伐採したら、将来の資源の保続はできません。標準伐期齢Ⅶ齢級以上の面積、このかたまり 22 万 ha を見ていますけれども、それを 30 年サイクルで回すのであれば 7,300ha、40 年サイクルであれば 5,500ha、50 年サイクルで回すので 4,400ha になります。全道の皆伐面積は現在 5,000ha です。資源管理上問題はないように見えますけれども、50 年サイクルで見ますと過伐と見ることもでき、資源管理が必要な状況となっています。

これが一般民有林におけるトドマツ人工林 24 万 ha の齢級構成です。カラマツと同様に、標準伐期齢Ⅸ齢級以上の面積 9 万 ha の場合、40 年サイクルで見ますと 2,200ha、50 年サイクルであれば 1,800ha、60 年サイクルであれば 1,500ha の伐採が可能となっております。全道の皆伐面積は 500ha 前後ですので、資源管理上問題なく今後積極的に主伐をしていても良いのかなと考えております。

これがオホーツク管内カラマツ 6 万 ha の齢級構成です。標準伐期齢Ⅶ齢級以上の面積 4

万 4 千 ha の場合で分析しています。30 年サイクルであれば 1,500ha、40 年サイクルであれば 1,100ha、50 年サイクルであれば 900ha です。網走管内の皆伐面積は 1,500ha 前後と過伐状態にあり資源管理上問題があります。ただし、再生林が年間 1,000ha 程度進められておりまして、今後とも伐採上限の管理と伐採後の再生林を行うことなど、適切な資源管理が必要と考えています。

これらの人工林資源の安定供給についてです。国際商品となっています木材の価格は市場が決定するわけですが、昨年の超円高、ドル安、ユーロ安は異常な状態であったと考えています。昨年末より円安にトレンドしています。円安トレンドは改めて後で述べたいと思いますが、私は国際取引価格は 1 m³ 100 \$ 前後（10,000 円前後）と見ておりまして、カラマツ合板用 B 材が 10,000 円の場合、スギ、トドマツ A 材（羽柄材）は、12,000 円から 13,000 円前後、梱包用、ラミナ用 C 材は 8,000 円から 9,000 円前後に収束してくるものではないかと考えております。一般民有林材のスギ、トドマツは、安価な欧州材の輸入増加によりまして、昨年、価格が暴落しております。昨年の欧州材価格が底値で為替も底と見ておりますけれども、これまで梱包用市場中心の一般民有林材、特にトドマツ、スギにつきましては建築用の羽柄材市場に注目しているところでございます。昨年のホワイトウッド底値で戦える生産・流通体制が必要ではないかと考えております。

これは単純に比較できませんけれども、現在の丸太価格と製材価格の比較です。今 北海道ではスギが原木、製材とも最も安価な材となっております。カラマツ丸太は今 8,700 円で、製材が 24,300 円単純に 2.8 倍です。スギが 7,500 円に対して 48,800 円の 6.5 倍、トドマツ板が 10,100 円で 58,200 円の 5.8 倍、カラマツ同様に、今後羽柄材を狙うのであれば、ホワイトウッド 30,000 円と戦える体制が必要と考えております。

これは、始まった円安トレンド、日経新聞の 1 月 9 日の記事を抜粋しましたがけれども、昨日の 1 月 24 日に財務省発表『2 年連続で貿易赤字 6.9 兆円、過去最大』という形で出ていました。この日経新聞を見ますと 40 年の円高・ドル安で日米間の基礎的条件が一変しているということです。米国は今後、シェールガス革命等によって貿易黒字国になっていくと、そして日本は家電等の国際競争力の低下によって貿易赤字国になる。それが 2 年連続の赤字ということで、非常に不安を感じるわけですが、日米貿易収支構造の大転換が円安になっていると見ており、私は今後とも円安トレンドは続くのかなと考えております。

カラマツの梱包材の流れ、これは実際に私どもが取引する中で流れていたものを模式化したものです。カラマツ梱包材の森林組合と製材工場、製品市場の関係ですが、国産カ

ラマツの梱包材につきましては、道内の梱包材、製材工場、ほとんどが道産材です。輸入材は扱っていないということです。その中で梱包材価格とカラマツ、丸太価格は連動している仕組みになっています。梱包材市場で輸入材梱包材と道産梱包材が価格競争をしている。実際、輸入材の梱包材が下がった時は道産材も下がった中で競争します。価格が上がった時は、上がった形で原木に反映する形で供給しています。ですから今回も非常に厳しい中でも、細々とでもかならず丸太、製材とも流れる仕組みになっております。

トドマツの羽柄材の流れを模式化しましたが、トドマツの場合は市場を持っているのは道内でのプレカット工場です。プレカット工場が構造材、羽柄材市場として持っています。道外であれば商社です。道内の製材工場は丸太、原板で価格競争します。羽柄材、製材工場が選択しています。ですから昨年みたいに道内の製材工場がホワイトウッドの丸太や原板に流れれば、道内のトドマツ原木は全部止まってしまった状態になります。私どもとしては羽柄材価格とトドマツ丸太価格の連動が弱いと見ております。そういう点で今後市場の羽柄材価格と対応する丸太価格で供給可能かも検討しながら、この辺の連動性を作っていきたいと思っております。民有林として丸太供給と製材工場による市場性を持てるような仕組みも検討したいと考えております。

製品市場の変化とともに本道の木材供給構造も変化しています。昔、国有林、道有林とも森林面積相当の供給量を担っていた時代は経営協議会において、国有林と道のトップにより道産材の需給調整は可能な時代でした。道有林も一般会計の今は柔軟な生産体制となっていますけれども、特別会計の時は道の予算の仕組みに縛られ、単価が高くなると予算が達成されるため計画の生産量を少なくし、逆に単価が安くなり市場が木材を求めないときには予算の確保のため、多くの木材を生産するという、市場経済と逆行する矛盾がありました。一般民有林は昨年来トドマツ価格が暴落しましたが、カラマツにつきましては丸太の需要が旺盛になり市況が好転すると皆伐が増えて量が増えてきます。去年は私どもが指示をしたのですが市況が悪くなると、逆に皆伐を抑えて間伐主導になります。そういう点では供給量は減少します。市況状況に対応した需給調整機能が働いているのかなと思っています。現在、また市況が好転しつつありますので、カラマツにつきましては組合の方に皆伐の指示も出さなければならないのかなと思っています。今後トドマツの主伐期を迎えるにあたりましては国・道・民による製品市場に対応した新たな需給調整体制が必要な時代と認識しております。

これが丸太の移・輸出の考え方でございます。カラマツ等の人工林材は道内企業への安定供給を前提といたしまして、移・輸出、特に移出につきましては道内企業への影響や資源管

理上問題がないことを踏まえて、資源戦略として対応すべきと考えております。先ほど言いましたけれども、カラマツにつきましては資源の保続に懸念があります十勝、オホーツクは森林組合系統として、大義として道外への移出は抑制すべきと考えています。道北のトドマツ、道南のスギ、道央地域のカラマツにつきまして長期的な視点を持ちまして、資源の循環利用を図る上で道外への市場開拓も検討すべきと考えております。

5. 国有林と連携した取組み

国有林と連携した取組みについて北海道知事と管理局長との覚書ですが、覚書当初はまだ、木材生産、林業の再生についてはあまり謳われていない時代です。ですから、覚書の内容は森林の整備・保全、それから緑環境の整備、道民との協働の森づくりとなっております。本日の技術交流発表会も、その覚書を踏まえた取組みだというふうに記憶しております。今後は木材の安定供給のため、一步進んだ見直しが必要な時期と考えています。産業育成の視点、木材の安定供給の視点も覚書の見直しの一つかなと考えているところでございます。

これが北海道と九州の国有林の比較をしてみました。人工林面積では九州、北海道とも150万haです。ただ人工林蓄積については全く違います。北海道が2億2千万 m^3 に対して、九州は4億8千万 m^3 ということで倍以上の蓄積を持っています。それと北海道の国産材供給量と国有林材のシェアは北海道が26%、九州が10%と言われています。北海道の方が多いのですが、やはり1局1道と1局7県との需給調整の違いがあるのかなと思っています。それから樹種構成で見ますと、九州は民・国ともスギ・ヒノキ共通の材で需給調整されています。北海道はカラマツ、スギは民材が中心です。トドマツが国有林と民有林の資源となっており、九州方式をとることが必要と考えています。

これは先般日刊木材新聞の新春特集に載っていた、北海道の製材、集成材、合板工場の配置です。これを見て明らかなようにすべて民有林主体のカラマツ地域に集中しており、資源管理が必要な地域です。トドマツ地域には4万 m^3 以上の製材工場は空白であり、今後主伐期を迎えるにあたり、国有林と民有林が連携して加工体制の強化が必要と考えているところです。

これは同じように九州の主な木材加工工場の配置です。スギ地域の九州は製材等の国材加工工場は全体に配置されており、改めて、トドマツについては、九州方式で国有林と民有林の連携が必要と考えているところです。

次に、地域の新たな取組みですが、これは道有林とむかわ町との取組みです。旧穂別町の

むかわ町と道は地方分権の権限委譲に関して、国有林の市町村管理委託を要望しておりましたが、なかなか難しいとのことで、道として要望したのであるから、国有林で無理なら道有林で実践し、その効果を検証すべきとの思いで、道とむかわ町との間で協定を結んでおります。

これは森林認証への取り組みですが、道有林は 10 年前に一般会計化し木材の生産を休止しております。先ほどお話しましたように道有林のトドマツ資源は 17%を占めており、人工林の成熟化、主伐期を迎え、木材の生産も必要となっているところです。道有林として木材生産への転換を図るにあたり、道民、国民からの信頼を得るため、森林認証といった第三者機関のチェックにより、地域の民有林と一体となり木材生産する仕組みとして、森林認証の取り組みを進めたところです。

これは林業事業体登録制度についてであります。道では林業事業体登録制度を発足させており、これに関して私も道庁時代に関わっていましたのでお話ししたいと思います。この登録制度の目的は林業労働安全対策であり、森林組合にも林業労働災害が頻発しており、道森連としても大変危機感を持っております。その中で、北海道森林組合連合会に入りまして、国や道の事業体との違いを感じており、国や道の事業体は元請け業者として、下請け業者の労働災害に対しても責任があり、ペナルティが発生します。私が北海道森林組合連合会に入ってから道の事業者から森林組合は森林整備事業に関して、元請けの認識がないのではないかと、発注者の意識が災害に対して下請け任せになっているのではないかと、との指摘を多く受けています。組合員であります市町村有林で考えて分かるように、発注者は市町村などの森林所有者であり、森林組合は元請けとの認識が必要と強く感じております。林業労働災害に対して、北海道森林組合連合会、森林組合とも下請け業者と合わせて大きな責任があると重く受け止めて対応しているところです。一方、林業労働災害は、国有林、道有林、森林組合以外の一般民有林で施業している林業事業体で多く発生している状況にあります。平成 24 年の速報ですが、全道の 125 件の発生のうち 96 件となっております。林業事業体が登録制度に登録もせず、安全教育もしないで、死亡事故など重大な災害をおこし、その事業体に過失があれば、行政側として、その事業体に対して、森林組合も含めてですが、仕事を任すことが出来ないとして排除してくるのは当然であり、私はこの登録制度に期待しているところです。

話しは変わりますが、これは北海道の木質バイオマスエネルギーの利用状況を示しています。平成 24 年が F I T 元年と言われていますが、私は平成 25 年が木質バイオに関しては F

I T元年と考えております。今後、木質バイオマスによる固定価格買取制度の導入が想定され、地域振興の視点から未利用材の安定供給のため、民有林と国有林の連携が特に重要と考えています。既存発電施設を有する丸玉産業さんはF I T移行の手続きに入っていますが、今後、日本製紙さん、王子製紙さんの発電施設の木質バイオのF I T移行への動向に注視しているところです。

6.林業再生へのステップアップ

これまでお話をしてきた林業再生への取組みを改めて整理したものです。第1ステップの平成14年から平成18年の間に合板が15万 m^3 、道産カラマツ住宅が1,200棟、集成材が20万 m^3 となっております。次の第2ステップの平成19年から平成23年の間に合板が倍の30万 m^3 、道産カラマツ住宅も順調に伸び3,300棟、集成材は残念ながら17万 m^3 と減少しております。

今後24年から32年までの第3ステップでございますけれども、私は、植林、現在の植林7,000haを10,000haが望ましいのではないかと考えております。今後、主伐期を迎えるトドマツ、スギの資源量を考えますと、資源的には500万 m^3 から550万 m^3 程度の伐採が可能と推定しています。道の審議会でも木質バイオ120万 m^3 を含め610万 m^3 と推定しています。100万 m^3 から150万 m^3 の増加分は、トドマツ、スギに期待するところが大きく、その新たな市場開拓が必要となっております。先ほど、津田さんから言われたように、カラマツについては、非常に限界があるかなと考えているところでございます。

7.森林組合システムの今後の取組み

最後に森林組合システムの今後の取組みでございますけれども、これまでの北海道の林業再生、森林組合の取組みを含めまして、これからの北海道森林組合連合会、森林組合の取組みについて総括的にお話しさせていただきます。資源管理に対する考え方ですが、対象森林につきましては、カラマツ、トドマツ、スギの人工林資源と天然更新の活発なシラカバが有力な資源と考えています。広葉樹などの天然林は、広葉樹林改良など施業を通じた木材の有効利用という視点で捉えております。素材の生産の考え方はカラマツが本格的な主伐期、スギが主伐期を迎え、そしてトドマツが5年後、10年後に主伐期を迎えるというふうに捉えております。間伐につきましてはトドマツ中心に間伐施業をしていかなければならない、それから割り箸として利用してきたシラカバは、この20年間で資源が充実していると考えておりま

して、この利用を進めていきたいと考えております。道外移出に対する戦略ですが、道外移出の中心は、今まで太平洋ルートの中勝港、カラマツ丸太でございましたけれども、中勝港のカラマツ丸太の移出は、北海道の主な加工工場の配置で見て分かるように、大義上、カラマツ資源の保続上も問題があると考えております。太平洋ルートにつきましては、民有林サイドといたしましては、トドマツ建築羽柄材の開拓、日本海ルートにつきましては、日本海地域のスギ、トドマツ、カラマツも考えています。留萌港、苫小牧港、函館港からのルート開拓に取り組んでいきたいと考えております。森林組合の役割ですけれども、間伐時代の加工施設、これは必要があって小径木のチップ、それから加工施設を作っています。これから主伐期の加工施設につきましては、民間との調整が大変重要だと考えています。それから森林組合の販売事業、現在、直営班で素材生産をしていますけれども、これはやはり下請けともセットとの中で、生産コストを意識するためには、こういった取り組みを進めていきたいと考えております。

加工・市場ですけれども、地産地消に対する取り組みについてでございます。地域の基幹産業の連携が必要と考えております。根釧地域の酪農、それから上川地域の暗渠等、農業との分野との連携が期待されていると考えております。それから水産分野につきましては、林地流動、漁協さんが今、山林を取得する傾向がありますので、林地流動の中で漁協さんとの連携を進めていきたいと考えています。それから土木分野といたしましては、現在 O&D ウッドという形、いろいろと取り組んでいます。建築分野といたしましては、大型公共建築物は当然でございますけれども、コンビニ等への取り組み、解体しやすいというのが 1 つのキーワードと考えており、その需要拡大を図っていききたいと考えています。

それから加工施設の配置に対する考え方でございます。製材等広域集荷が必要な加工施設は民間企業等の調整が必要であり、振興局と協議しながら、全体の配置考えていきたいと思っております。それからおが粉等、市町村内での集荷に対応する加工施設は、市町村と協議して加工施設の整備をしていきたいと考えています。

それから林地流動化に対する考え方、これは大変将来的な話になると思いますけれども、10,000ha 規模の伐採権の検討もしていても良いのではないかと考えております。森林買取のためのファンドの検討も必要かなと考えています。

それから新たな市場開拓の戦略、カラマツの合板用、住宅用の市場開拓同様、今後トドマツ、スギの主伐期に向けて、新たなマーケットの開拓が必要と考えております。一つは羽柄材になってくるんですけれども、これから加速していききたいと考えております。今後のパル

プ産業の動向も、注目しなければならないと思っております。針葉樹チップ、広葉樹チップの動向を見て、昨年日本製紙釧路工場のように新たにクラフト紙、レーヨンといった新たな需要をつくっていきたいと考えています。

一方、パルプに代わるものとして、木質バイオマス買取制度の対応、これもパルプ産業の動向を踏まえて対応したいと考えております。それからトドマツの市場開拓に非構造用合板の対応という形で、シラカバの供給も含めて考えていきたいと思います。新聞に出ていましたけれども丸玉産業さんでは、トド合板のフェースにシラカバを貼って、非構造用合板に対応していますけれども、この取組みをさらに進めていきたいと考えています。それからトドマツ、スギ対策として、建築羽柄材への対応です。これにつきましては、組合と製材工場との今後の加工施設の整備を含めて、一緒になって取組んでいきたいと考えております。それから家具、建具材への対応として、大径材市場、そしてカラマツについては赤味があるので、家具・建具の可能性、それから大胆に LVL として新素材的な取組みも検討していつてみようかなと思っております。それから道外移出への対応としてはトドマツ、スギの日本海対策としても検討していきたいと考えております。それから広葉樹対策といたしましては、福島原発の関係でのきのこの培地も道外移出への対応を考えていきたいと思います。以上が、私ども北海道森林組合連合会が、短期的なもの、長期的なものも含めて取組みを行っていきたいと考えている事項でございます。

最後になりますけれども、北海道の木材生産量は、現在カラマツ材を中心に 400 万 m^3 程度で推移しています。今後主伐期を迎えるトドマツやスギの資源量を考えますと 500 万 m^3 から 550 万 m^3 程度の伐採が可能と見ています。100 万 m^3 から 150 万 m^3 の増加分は、トドマツ、スギに期待するところが大きいと考えています。

国有林と民有林が半々の資源量を考えますと国有林と民有林が連携いたしまして、まずトドマツ、スギ市場を開拓することを考えていきたいと思っています。それから新たな市場に向けた民間企業を育成することについても、一緒になって考えていきたいと思っています。そして民間企業育成のための人工林材安定供給のための、仕組みづくりが必要だと考えています。今後、道、森林管理局、北海道森林組合連合会が連携した木材需給調整体制の構築を提案いたしまして、私からの話を終えたいと思います。

長時間、どうもありがとうございました。